

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号  
 氏 名 野村興産株式会社  
 代表取締役 藤原 悌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和2年(2020年)年11月27日  
 許可の有効年月日 令和9年(2027年)年10月24日



1 事業の範囲  
 コンクリート固化 (鉛さい (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、汚泥 (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。)、以上、水銀回収義務がないものに限る。)

ばい焼 (鉛さい (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又はダイオキシン類を含むもの。)、汚泥 (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃酸 (pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。)、廃水銀等)、

焼却 (感染性廃棄物、ばいじん (ダイオキシン類を含むもの。)、燃え殻 (ダイオキシン類を含むもの。)、廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃酸 (有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ (有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。))、

熱分解 (汚泥 (シアン化合物を含むもの。)、廃酸 (シアン化合物を含むもの。)、廃アルカリ (シアン化合物を含むもの。))、

中和 (廃酸 (pH2.0以下のもの。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの。))、

湿式分解 (廃酸 (シアン化合物を含むもの。)、廃アルカリ (シアン化合物を含むもの。))、

埋立 (廃石綿等、燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。))、

(第2面に続く)



(第2面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

精製（廃水銀等、産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。））、

分離（汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チラム、シマジン、チオヘンカルボン酸、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。）、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。））。

以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）のコンクリート固型化施設

設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日 昭和53年（1978年）10月27日

処理能力 0.6m<sup>3</sup>/日（6時間）、0.1m<sup>3</sup>/時間

届出年月日 昭和53年（1978年）9月14日

受付番号 衛施第862号

(2) 施設の種類 鉱さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燐化合物を含むもの。）、廃酸（pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。）、廃水銀等のばい焼施設

設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日 平成6年（1994年）12月19日

処理能力 18.7t/日（24時間）、0.78t/時間

許可年月日 平成6年（1994年）12月19日

許可番号 衛施第15-30号

(第3面に続く)



(第3面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

## (3) 施設の種類

鉱さい (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの。)、汚泥 (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃酸 (pH2.0以下のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ (pH12.5以上のもの。アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの。)、廃水銀等のばい焼施設

設置場所

北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日

平成9年(1997年)12月12日

処理能力

38.78t/日(24時間)、1.62t/時間

許可年月日

平成9年(1997年)7月9日

許可番号

網環生第196号

## (4) 施設の種類

ばいじん (ダイオキシン類を含むもの。)、燃え殻 (ダイオキシン類を含むもの。)、水銀又はその化合物を含む汚泥、廃水銀等のばい焼・焼却施設

設置場所

北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日

平成16年(2004年)1月16日

処理能力

100.8t/日(24時間)、4.2t/時間

許可年月日

平成15年(2003年)2月3日

許可番号

網環生第167-5号

## (5) 施設の種類

水銀又はその化合物を含む汚泥、廃水銀等のばい焼施設

設置場所

北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日

平成25年(2013年)10月28日

処理能力

0.96t/日(24時間)、0.04t/時間

許可年月日

平成25年(2013年)7月31日

許可番号

才環生第1595号

## (6) 施設の種類

感染性廃棄物、廃油 (揮発油類、灯油類又は軽油類。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃アルカリ (有機燐化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チカラム、シマジン、チオヘンカルブ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。) の焼却施設、汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアノ化合物の熱分解施設

設置場所

北海道北見市留辺蘿町富士見217番1

設置年月日

平成7年(1995年)3月9日

処理能力

(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物の焼却)

1.2t/日(24時間)、0.05t/時間

(シアノ化合物の分解)

許可年月日

0.264t/日(24時間)、0.011t/時間

許可番号

衛施第15-43号

(第4面に続く)



(第4面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (7) 施設の種類 感染性廃棄物、廃油（揮発油類、灯油類又は軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4ジオキサン。）の焼却施設、  
廃酸、廃アルカリに含まれるシアノ化合物の熱分解施設
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
設置年月日 平成13年（2001年）4月11日  
処理能力 (感染性廃棄物の焼却)  
4.8t/日（24時間）、0.2t/時間  
(廃油の焼却)  
0.48t/日（24時間）、0.02t/時間  
(シアノ化合物の分解)  
0.2t/日（20時間）、0.01t/時間
- 許可年月日 平成12年（2000年）9月7日  
許可番号 網環生第93号
- (8) 施設の種類 廃酸（pH2.0以下のもの。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの。）の中和施設、  
廃酸、廃アルカリに含まれるシアノ化合物の湿式分解施設
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
設置年月日 平成13年（2001年）12月12日  
処理能力 (廃酸、廃アルカリの中和)  
4.0m³/日（8時間）、0.5m³/時間  
(シアノ化合物の分解)  
0.1t/日（8時間）、0.0125t/時間
- 許可年月日 平成13年（2001年）12月7日（分解）  
許可番号 網環生第1396-1号（分解）
- (9) 施設の種類 廃水銀等及び産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。）の精製施設
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
処理能力 0.28t/日（7時間）、0.04t/時間
- (10) 施設の種類 廃水銀等及び産業廃棄物を処分するために処理したもの（水銀又は水銀化合物を含むもの。）の精製施設
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
処理能力 4.8t/日（8時間）、0.6t/時間
- (11) 施設の種類 汚泥、廃油の混合物の分離施設
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
設置年月日 平成31年（2019年）3月13日  
処理能力 4.8m³/日（24時間）、0.2m³/時間
- (12) 施設の種類 遮断型最終処分場
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
設置年月日 昭和55年（1980年）11月1日  
処理能力 157.68m³、441m³  
届出年月日 昭和55年（1980年）7月3日  
受付番号 衛施第568号
- (13) 施設の種類 管理型最終処分場
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
設置年月日 令和2年（2020年）12月22日  
処理能力 27,675.2m³、149,069m³  
許可年月日 令和元年（2019年）11月27日  
許可番号 網環生第2798号
- (14) 施設の種類 保管場所1（衛施第862号 コンクリート固型化施設）
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1（3号倉庫）  
面積 0.79m²  
種類 鉱さい 保管上限 0.7m³
- (15) 施設の種類 保管場所2（衛施第862号 コンクリート固型化施設）
- 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1（3号倉庫）  
面積 0.79m²  
種類 ばいじん 保管上限 0.7m³

(第5面に続く)



(第5面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (16) 施設の種類 保管場所3 (衛施第862号 コンクリート固化化施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 燃え殻 保管上限 0.7m<sup>3</sup>
- (17) 施設の種類 保管場所4 (衛施第862号 コンクリート固化化施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 5.95m<sup>2</sup>  
種類 汚泥 保管上限 1.2m<sup>3</sup>
- (18) 施設の種類 保管場所5 (衛施第862号 コンクリート固化化施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 0.7m<sup>3</sup>
- (19) 施設の種類 保管場所6 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 燃え殻 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (20) 施設の種類 保管場所7 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 鉱さい 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (21) 施設の種類 保管場所8 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 ばいじん 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (22) 施設の種類 保管場所9 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 39.69m<sup>2</sup>  
種類 汚泥 保管上限 8.0m<sup>3</sup>
- (23) 施設の種類 保管場所10 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 廃酸 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (24) 施設の種類 保管場所11 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 廃アルカリ 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (25) 施設の種類 保管場所12 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (3号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (26) 施設の種類 保管場所13 (網環生第196号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 鉱さい 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (27) 施設の種類 保管場所14 (網環生第196号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 ばいじん 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (28) 施設の種類 保管場所15 (網環生第196号 ばい焼施設)  
設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (16号倉庫)  
面積 0.79m<sup>2</sup>  
種類 燃え殻 保管上限 1.4m<sup>3</sup>



(第6面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (29) 施設の種類 保管場所 16 (網環生第196号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 85.73m<sup>2</sup>  
 種類 汚泥 保管上限 172.8m<sup>3</sup>
- (30) 施設の種類 保管場所 17 (網環生第196号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃酸 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (31) 施設の種類 保管場所 18 (網環生第196号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (32) 施設の種類 保管場所 19 (網環生第196号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの 保管上限 1.4m<sup>3</sup>
- (33) 施設の種類 保管場所 20 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)  
 面積 14.29m<sup>2</sup>  
 種類 ばいじん (ダイオキシン類を含む。) 保管上限 21.6m<sup>3</sup>
- (34) 施設の種類 保管場所 21 (網環生第167-5号・ばい焼・焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)  
 面積 14.29m<sup>2</sup>  
 種類 燃え殻 (ダイオキシン類を含む。) 保管上限 21.6m<sup>3</sup>
- (35) 施設の種類 保管場所 22 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (亜鉛滓倉庫)  
 面積 142.88m<sup>2</sup>  
 種類 汚泥 保管上限 288m<sup>3</sup>
- (36) 施設の種類 保管場所 23 (網環生第1595号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (14号倉庫)  
 面積 2.46m<sup>2</sup>  
 種類 汚泥 保管上限 4.91m<sup>3</sup>
- (37) 施設の種類 保管場所 24 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (No.1保冷庫)  
 面積 0.99m<sup>2</sup>  
 種類 感染性産業廃棄物 保管上限 0.9m<sup>3</sup>
- (38) 施設の種類 保管場所 25 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (No.2保冷庫)  
 面積 20.5m<sup>2</sup>  
 種類 感染性産業廃棄物 保管上限 22.8m<sup>3</sup>
- (39) 施設の種類 保管場所 26 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (13号倉庫)  
 面積 0.49m<sup>2</sup>  
 種類 廃油 保管上限 0.144m<sup>3</sup>
- (40) 施設の種類 保管場所 27 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (13号倉庫)  
 面積 1.59m<sup>2</sup>  
 種類 汚泥 保管上限 0.80m<sup>3</sup>
- (41) 施設の種類 保管場所 28 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (13号倉庫)  
 面積 0.49m<sup>2</sup>  
 種類 廃酸 保管上限 0.144m<sup>3</sup>

(第7面に続く)



(第7面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (42) 施設の種類 保管場所 29 (衛施第15-43号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (13号倉庫)  
 面積 0.49m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ 保管上限 0.144m<sup>3</sup>
- (43) 施設の種類 保管場所 30 (衛施第15-43号 シアン化合物の熱分解施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 2.16m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ (シアン化合物を含む。) 保管上限 2.16m<sup>3</sup>
- (44) 施設の種類 保管場所 31 (網環生第93号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (No.1保冷庫)  
 面積 2.97m<sup>2</sup>  
 種類 感染性産業廃棄物 保管上限 2.7m<sup>3</sup>
- (45) 施設の種類 保管場所 32 (網環生第93号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (No.3保冷庫)  
 面積 9.02m<sup>2</sup>  
 種類 感染性産業廃棄物 保管上限 9.75m<sup>3</sup>
- (46) 施設の種類 保管場所 33 (網環生第93号 焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (14号倉庫)  
 面積 2.1m<sup>2</sup>  
 種類 廃油 保管上限 7.2m<sup>3</sup>
- (47) 施設の種類 保管場所 34 (網環生第93号 シアン化合物の熱分解施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 2.16m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ (シアン化合物を含む。) 保管上限 2.16m<sup>3</sup>
- (48) 施設の種類 保管場所 35 (中和施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 19.05m<sup>2</sup>  
 種類 廃酸 保管上限 19.2m<sup>3</sup>
- (49) 施設の種類 保管場所 36 (中和施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 8.64m<sup>2</sup>  
 種類 廃酸 保管上限 8.64m<sup>3</sup>
- (50) 施設の種類 保管場所 37 (中和施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 4.76m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ 保管上限 4.8m<sup>3</sup>
- (51) 施設の種類 保管場所 38 (中和施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 2.16m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ 保管上限 2.16m<sup>3</sup>
- (52) 施設の種類 保管場所 39 (網環生第1396-1号 シアン化合物の湿式分解施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 2.16m<sup>2</sup>  
 種類 廃アルカリ (シアン化合物を含む。) 保管上限 1.08m<sup>3</sup>
- (53) 施設の種類 保管場所 40 (衛施第15-30号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 0.79m<sup>3</sup>
- (54) 施設の種類 保管場所 41 (網環生第196号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘂町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 0.79m<sup>3</sup>

(第8面に続く)



(第8面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

- (55) 施設の種類 保管場所 42 (網環生第167-5号 ばい焼・焼却施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 0.79m<sup>3</sup>
- (56) 施設の種類 保管場所 43 (才環生第1595号 ばい焼施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 0.79m<sup>3</sup>
- (57) 施設の種類 保管場所 44 (精製施設 (水銀精製設備))  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 1.57m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 1.57m<sup>3</sup>
- (58) 施設の種類 保管場所 45 (精製施設 (水銀抽出設備))  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (18号倉庫)  
 面積 1.57m<sup>2</sup>  
 種類 廃水銀等 保管上限 1.57m<sup>3</sup>
- (59) 施設の種類 保管場所 46 (精製施設 (水銀精製設備))  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの (水銀又は水銀化合物を含むもの)  
 保管上限 0.8m<sup>3</sup>
- (60) 施設の種類 保管場所 47 (精製施設 (水銀抽出設備))  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1 (16号倉庫)  
 面積 0.79m<sup>2</sup>  
 種類 産業廃棄物を処分するために処理したもの (水銀又は水銀化合物を含むもの)  
 保管上限 0.8m<sup>3</sup>
- (61) 施設の種類 保管場所 48 (分離施設)  
 設置場所 北海道北見市留辺蘿町富士見217番1  
 面積 12.7m<sup>2</sup>  
 種類 汚泥、廃油の混合物  
 保管上限 38.1m<sup>3</sup>
3. 許可の条件  
 \*\*\*\*\*
4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成 7年(1995年) 5月23日 変更許可 (コンクリート固型化 (燃え殻 (セレン又はその化合物を含むもの)、汚泥 (セレン又はこれらの化合物を含むもの)、鉛さい (セレン又はその化合物を含むもの)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの))、ばい焼 (燃え殻 (セレン又はその化合物を含むもの)、汚泥 (セレン又はその化合物を含むもの)、廃酸 (セレン又はその化合物を含むもの)、廃アカリ (セレン又はその化合物を含むもの)、鉛さい (セレン又はその化合物を含むもの)、産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの))、焼却 (汚泥 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チオベンカルブ)又はベンゼンを含むもの)、廃油 (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、廃アルカリ (ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むもの)、埋立 (産業廃棄物を処分するために処理したもの (セレン又はその化合物を含むもの)) の追加。)
- 平成 7年(1995年) 6月12日 変更許可 (焼却 (汚泥 (ジアン化合物を含むもの)、廃酸 (ジアン化合物を含むもの)、廃アルカリ (ジアン化合物を含むもの)) の追加。)
- 平成 9年(1997年) 3月10日 変更許可 (湿式分解 (廃酸 (ジアン化合物を含むもの)、廃アルカリ (ジアン化合物を含むもの)) の追加。)

(第9面に続く)



(第9面)

許可番号 第00190004746号  
許可業者の名称 野村興産株式会社

平成10年(1998年)10月25日  
平成15年(2003年)4月2日

許可の更新  
変更許可(ばい焼(汚泥(シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チウラム、チオペンカルバ又はベンゼンを含むもの)、廃酸(シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チウラムチオペンカルバ又はベンゼンを含むもの)、廃アルカリ(シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、シマジン、チウラム、チオペンカルバ又はベンゼンを含むもの)、焼却(汚泥(チウラムを含むもの)、廃酸(チウラムを含むもの)、廃アルカリ(チウラムを含むもの))の追加。)

平成15年(2003年)10月25日  
平成17年(2005年)10月14日  
平成21年(2009年)10月25日  
平成24年(2012年)6月20日

許可の更新  
変更許可(埋立(廃石綿等)の追加。)  
許可の更新  
事業の一部廃止届出(埋立(汚泥(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物又は有機燃焼化合物を含むもの)、鉱さい(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの)、ばいじん(カドミウム、鉛、砒素、又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物を含むもの)の削除。)

平成25年(2013年)10月25日

更新時変更許可(ばい焼(汚泥(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃酸((1,4-ジオキサンを含むもの)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むもの))、焼却(汚泥(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃油(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃酸(1,4-ジオキサンを含むもの)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むもの))、熱分解(汚泥(シアノ化合物を含むもの)、廃酸(シアノ化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアノ化合物を含むもの))の追加。ばい焼(汚泥(シアノ化合物を含むもの)、廃酸(シアノ化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアノ化合物を含むもの))、焼却(汚泥(シアノ化合物を含むもの)、廃酸(シアノ化合物を含むもの)、廃アルカリ(シアノ化合物を含むもの))の削除。)

平成26年(2014年)11月18日

変更許可(ばい焼(鉱さい(六価クロム化合物を含むもの)、燃え殻(ダイオキシン類を含むもの))、焼却(ばいじん(ダイオキシン類を含むもの)、燃え殻(ダイオキシン類を含むもの))の追加。)

平成28年(2016年)4月1日

変更許可(ばい焼(廃水銀等)、精製(廃水銀等、産業廃棄物を処分するため処理したもの(水銀又は水銀化合物を含むもの。))の追加。)  
変更許可(分離(汚泥(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン又はこれらの化合物を含むもの、六価クロム化合物、有機燃焼化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、チウラム、シマジン、チオペンカルバ、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベン、ベンゼン又は1,4ジオキサンを含むもの。)の追加。)

令和元年(2019年)5月25日

令和2年(2020年)11月27日 許可の更新

規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 春・無